

國有財産処理地方協議会設置要綱(案)

昭和廿貳年六月廿七日

一 目的

大藏省所管の雜種財産(社寺國有境内地及び物納財産を除く)の貸付及び賣拂その他の処分に関しその適正を期するため関係官公廳とその処理に関する具體的協議を遂げる目的をもつて各財務局毎に國有財産処理協議会を置くものとする。

二 構成

協議会は財務局長がこれを主宰するものとし、委員は財務局、鉄道局、逓信局、商工局、海運局、地方經濟安定局及び都道府縣の關係部長をもつて構成するものとする。

委員は財務局長がこれを委嘱する。協議会に幹事を置く。幹事は前記各官公廳の職員の中より財務局長がこれを委嘱する。

幹事をもつて幹事会を組織する。幹事会は財務局國有財産部長を主査として協議会に附議する議案を作成するものとする。

三 協議会と既設の國有財産処理に關係のある地方の各種委員会

との調整措置として、協議会設置後は次の委員会には國有財産の処理に関する事項は附議しないこととする。

特殊物件処理地方委員会、  
機械類処理委員会、  
船舶及び海運器材關係地方処理専門委員会、